

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
		18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
17番	小原 正広		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後2時00分開会

**【事務局】**

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第9回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、小原委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いします。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。9月も終わりに近づき、しのぎやすい季節となりましたが、季節の変わり目ですので、健康管理には十分、留意いただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第9回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、9番橋本委員、10番木村委員を指名いたします。

次に日程第2議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

所有権移転の案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大

をするものです。

受人は現在 13,144 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 310 日農業に従事しています。

#### 番号 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在 13,144 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年 100 日、世帯では 310 日農業に従事しています。

#### 番号 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 13,144 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 310 日農業に従事しています。

#### 番号 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 2,029 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 60 日、世帯では 160 日農業に従事しております。

#### 番号 5 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 36,348 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 600 日農業に従事しております。

#### 番号 6 番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在4,095㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では360日農業に従事しております。

4ページをお願いします。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在908㎡の農地を経営しており、個人で年間280日、世帯では840日農業に従事する計画です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,806㎡の農地を経営しており、個人で年間280日、世帯では1120日農業に従事しております。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在19,335㎡の農地を経営しており、個人で年間180日、世帯では690日農業に従事しております。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大

をするものです。申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 11,543.51 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 400 日農業に従事しております。

番号 1 1 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 6,329 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 200 日、世帯では 360 日農業に従事しております。

番号 1 2 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 3,585 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 340 日農業に従事しております。

5 ページをお願いします。

番号 1 3 番

申請地 地目 面積 を朗読。

訂正のお願いをします。

贈与とありますが売買での所有権移転です。申し訳ございませんでした。

受人と渡人は、親子の関係にあり、申請地を売買し、後継者へ継承するものです。

受人は現在 35,796.46 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 440 日農業に従事しております。

番号 1 4 番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 2,671 m<sup>2</sup>の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 150 日農業に従事しております。

6 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 14 件、移動の土地は、田 15 筆 6,409 m<sup>2</sup>、畑 13 筆 5,416 m<sup>2</sup>、合計

11,825 m<sup>2</sup>です。

以上、番号1番から14番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

**【田中委員】**

番号4番と7番については、受人が市外在住の方だが、きちんと耕作できるのか。また、事務局は確認しているのか。

**【事務局】**

番号4番につきまして、受人の住所が市外ということで大変遠方ではありますが、受人の実家が、申請地近隣にあり、実家を拠点にして農業に従事されるということを確認しております。

実際にも、稲沢市内にすでに農地を持っており、きちんと耕作されている状態であるため、許可相当と判断いたしました。

番号7番につきましては、現状すでに受人の方が闇で耕作している状態であり、正式に申請地を買いたいということで、申請が挙がっております。

農地に関しても、適正に管理されている状態であったため、許可相当と考えております。

**【会長】**

ほかに質疑はありますでしょうか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

7ページをお願いします。

議案第47号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

8ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、駐車場を設置します。農地区分は農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するため、許可できます。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、専用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

9ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は2件、転用の土地は、田1筆 1554㎡、畑2筆 206㎡ 合計3筆 1760㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第47号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

つづきまして、10ページをお願いいたします。議案第48号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。11ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは店舗を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは、駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

雑種地605㎡と一体利用します。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

6番と7番につきましては、お手元に用意しておりますA3の図面、位置図・土地利用計画図と併せてご確認お願い致します。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは先端技術工場を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

雑種地1844㎡と一体利用します。

15ページをお願いします。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは工場・倉庫を建築し、農地区分は第2種農地です。

6番と7番につきましては、申請面積が3000㎡以上の案件のため、10月5日に愛知県三の丸庁舎で開催されます、常設審議委員会に進達予定です。

16ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは、上水道を新設する工事を施工するにあたっての工事用車両の駐車場を設置するための一時転用です。一時転用期間は令和4年10月20日から令和5年3月22日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは現場事務所・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

令和4年10月10日から令和5年5月31日までの一時転用です。

つづきまして、17ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、14件 転用土地 田 52筆 43064㎡ 畑 17筆 4143㎡ 合計69筆 47207㎡です。

以上5条申請 14件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第48号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

総会提出議案 18ページをお願いします。

議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

19ページをお願いします。

番号1番

特例適用農地は

西島出町99 ほか11筆 田 7,023㎡ 畑 1,039㎡ 合計8,062㎡

被相続人 角田 寛 (ツノダ ミノル)

相続人 角田 篤彦 (ツノダ アツヒコ)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日 令和3年12月4日

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されて  
いました。

20 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

田 9 筆 7,023 m<sup>2</sup> 畑 3 筆 1,039 m<sup>2</sup> 合計 12 筆 8,062 m<sup>2</sup> になり  
ます。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等は  
ないものと考えます。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案通り証明すること  
に賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第6議案第50号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定  
による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事  
務局から説明を求めます。

**【農務課】**

総会提出議案21ページをお願いします。

議案第 50号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業  
振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について 農業振興地域の整備に関する法律第  
13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法  
施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でござ  
います。

農業振興地域整備計画の変更について 9月案件は、除外 3件です。別途、農振除外位置  
図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号 1 申出人 所有者 申出地 を説明。  
歯科診療所を自宅周辺に新たに整備するための除外です。

番号 2 申出人 所有者 申出地 を説明。  
資材置場を事務所周辺に新たに整備するための除外です。

番号 3 申出人 所有者 申出地 を説明。  
沿道サービス施設を既存店周辺に移設するための除外です。

以上、除外3件 田 3728 m<sup>2</sup>、畑 2116 m<sup>2</sup>、合計 5844 m<sup>2</sup>  
いずれも農振法第13条第2項に掲げる除外の要件を満たすものとして除外相当と考えます。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。  
質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。  
議案第50号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は、挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7報告第25号 現況証明願の報告についてから日程第9報告27号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

23ページをお願いします。

報告第25号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

24ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読

昭和36年より物置・倉庫敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積 朗読

昭和44年より物置・倉庫敷地として利用しておりました。

つづきまして、25ページをお願いします。報告第26号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

26ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読  
住宅による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 朗読  
住宅・物置による転用でございます。  
宅地 396.58㎡と一体利用します。

27ページ総括表をお願いします。

申請件数 2件 畑 5筆 830㎡ 合計 5筆 830㎡です。

28ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。  
まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読  
売買による所有権移転で、駐車場による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 朗読  
売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。  
公衆用道路 10㎡と一体利用します。

29ページをお願い致します。

ここから権利設定の案件になります。

番号3番 申請地 地目 面積 朗読  
賃借権の設定で、住宅による転用でございます。

30ページの総括表をお願いします。

申請件数 3件 田2筆 654㎡ 畑3筆 505㎡ 合計5筆 1159㎡です。

つづきまして、31ページをお願いいたします。

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。

番号1番と2番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号1番 申請地 地目 面積 朗読

番号2番 申請地 地目 面積 朗読

農地売却及び自作のための賃借権（ちんしゃくけん）の解除になります。

番号3番 申請地 地目 面積 朗読

農地転用のための賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

33ページをお願いします。

番号4番と5番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号4番 申請地 地目 面積 朗読

番号5番 申請地 地目 面積 朗読

農地売却及び自作するための賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号6番 申請地 地目 面積 朗読

農地売却のための賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

番号7番 申請地 地目 面積 朗読

農地転用のための賃借権（ちんしゃくけん）の解除です。

34ページの総括表をお願いします。

申請件数 7件 田 20筆 11,089㎡ 合計 田 20筆 11,089㎡ です。

以上になります。

【会長】

令和4年第9回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年9月27日 産業会館大会議室

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第9回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

9番委員

橋本 淳

10番委員

木村 均